

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[4] トリフェニルホウ素(III)及びその化合物 （トリフェニルホウ素として） 詳細環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：14/25(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：14/25(欠測等：0) 検出範囲：nd～0.37 検出下限値範囲：0.023 検出下限値：0.023 要求検出下限値：0.03	北海道	1	苫小牧港	0.31	0.023
	秋田県	2	秋田運河（秋田市）	0.10	0.023
	東京都	3	荒川河口（江東区）	0.078	0.023
		4	隅田川河口（港区）	0.22	0.023
	横浜市	5	横浜港	0.14	0.023
	川崎市	6	川崎港京浜運河扇町地先	0.043	0.023
	新潟県	7	信濃川下流（新潟市）	nd	0.023
	静岡県	8	清水港	0.10	0.023
	愛知県	9	名古屋港 潮見ふ頭西	0.042	0.023
	三重県	10	四日市港	nd	0.023
		11	鳥羽港	0.15	0.023
	京都府	12	宮津港	0.050	0.023
	大阪府	13	大和川河口（堺市）	nd	0.023
	大阪市	14	大阪港	0.080	0.023
	兵庫県	15	姫路沖	0.37	0.023
	神戸市	16	神戸港中央	nd	0.023
	和歌山県	17	和歌山下津港（本港区）	nd	0.023
	岡山県	18	水島沖	nd	0.023
	山口県	19	萩沖	nd	0.023
	香川県	20	高松港	nd	0.023
	愛媛県	21	沢津漁港	nd	0.023
	北九州市	22	洞海湾	0.045	0.023
	福岡市	23	博多湾	0.037	0.023
	佐賀県	24	伊万里湾	nd	0.023
	熊本県	25	八代海牛深港地先	nd	0.023

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、
「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。
(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体
(注3) nd：不検出